

平成30年12月市議会定例会

提出議案の要旨

目 次

1	報告案件	.....	1
2	議決案件	.....	10
3	同意案件	.....	77
4	参考図	.....	78

※ この資料は、議会開会当日、議場へ持参してください。

資料作成 平成30年11月29日



# 1 報告

## 報告第11号 専決処分の報告について

### 【処分内容等】

#### 1 損害賠償額の決定について

##### (1) 公用車による交通事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
平成30年10月19日 豊専第28号	平成30年2月14日午後4時50分頃、平沢町井戸洞地内において、公用車で走行中、左カーブに差し掛かった際にハンドル操作を誤り、中央線を越え、右方のガードレールに衝突したもの
損 害 賠 償 額	275,399円
相 手 方 の 損 害 の 程 度	ガードレール及びデリネーターの損傷
備 考	<p>1 事故発生の原因 長距離運転等の疲労により眠気を生じたにもかかわらず、休息を取ることなく運転を続けたことによる。</p> <p>2 事故当事者の所属 地域振興部自治推進室稲武支所</p> <p>3 事故の防止策 職場において、公用車の運転中に眠気を生じたときは、安全な場所で休息を取ること及び休息の時間を見込み早めの出発に努めることについて、周知徹底を図った。</p>

(2) 公用車による交通事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
平成30年10月19日 豊専第29号	平成30年6月28日午後3時10分頃、藤岡飯野町下貝戸地内において、公用車で走行中、信号待ちにより前方で停止していた相手方車両に追突したもの
損 害 賠 償 額	27,000円
相 手 方 の 損 害 の 程 度	後部バンパーの損傷
過 失 割 合	豊田市100%、相手方0%
備 考	<p>1 事故発生の原因 歩行者に気を取られ、前方不注視となったことによる。</p> <p>2 事故当事者の所属 地域振興部自治推進室藤岡支所</p> <p>3 事故の防止策 職場において、公用車の運転中は、前方の交通状況について十分に注意して運転すること及び危険を回避できるだけの十分な車間距離を確保することについて、周知徹底を図った。</p>

(3) 公用車による交通事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
平成30年10月19日 豊専第30号	平成30年7月4日午前9時15分頃、乙部町大沢地内において、公用車で走行中、前方から直進してきた相手方車両に接触したもの
損 害 賠 償 額	18,042円
相 手 方 の 損 害 の 程 度	右前部のドアガラス及びドアミラーの損傷
過 失 割 合	豊田市50%、相手方50%
備 考	<p>1 事故発生の原因 道幅の狭い道路において、対向車両との間に十分かつ安全な距離を確保していなかったことによる。</p> <p>2 事故当事者の所属 環境部清掃業務課</p> <p>3 事故の防止策 職場において、公用車の運転操作を慎重に行うこと、及び対向車両との距離を十分に確保し接触の危険を感じたときは対向車両が通過するまで停止して待つことについて、周知徹底を図った。</p>

(4) 公用車による交通事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
平成30年10月19日 豊専第31号	平成30年7月17日午後2時25分頃、竜神町桃山地内において、信号待ちをしていた私有車（公用車扱い）を発進させたところ、前方で停止していた相手方車両に追突したもの
損害賠償額	404,690円
相手方の損害の程度	後部バンパー等の損傷
過失割合	豊田市100%、相手方0%
備 考	<ol style="list-style-type: none"><li>1 事故発生の原因 助手席に置かれた荷物に視線を向けてしまい、前方不注視となったことによる。</li><li>2 事故当事者の所属 子ども部保育課中根山こども園</li><li>3 事故の防止策 職場において、公用車を青信号で発進させるときは、前方の交通状況について十分に注意することについて、周知徹底を図った。</li></ol>

(5) 公用車による交通事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
平成30年10月19日 豊専第32号	平成30年7月26日午前9時50分頃、美里三丁目地内において、公用車（ごみ収集車）の後退を誘導するため同乗者が降車しようとしてドアを開けたところ、当該ドアが後方から直進してきた相手方車両に接触したもの
損害賠償額	92,800円
相手方の損害の程度	右前部ボディの損傷
過失割合	豊田市80%、相手方20%
備 考	<ol style="list-style-type: none"><li>1 事故発生の原因 降車時の後方の安全確認が不十分であったことによる。</li><li>2 事故当事者の所属 環境部清掃業務課</li><li>3 事故の防止策 職場において、降車するときは、後方の安全確認を必ず目視により行うことについて、周知徹底を図った。</li></ol>

(6) 公用車による交通事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
平成30年10月19日 豊専第33号	平成30年8月10日午後3時30分頃、御船町奥山畑地内において、公用車でガソリンスタンドの敷地から左折して道路に進入しようとしたところ、左方のガードパイプに接触したものの
損 害 賠 償 額	84,240円
相 手 方 の 損 害 の 程 度	ガードパイプの損傷
備 考	<p>1 事故発生の原因 道路に進入する際、中央線上に設置されているラバーポールに気を取られ、左方のガードパイプとの距離を十分に確保しなかったことによる。</p> <p>2 事故当事者の所属 環境部清掃施設課</p> <p>3 事故の防止策 職場において、公用車を運転するときは、周囲の安全確認を確実にし、慎重に運転することについて、周知徹底を図った。</p>



(7) 市道の管理瑕疵による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
平成30年11月20日 豊専第36号	平成30年10月2日午前8時頃、御船町山ノ神地内において、相手方車両が走行していたところ、路面に生じていた穴にタイヤを落としたもの
損 害 賠 償 額	17,010円
相 手 方 の 損 害 の 程 度	右前部ホイールの損傷
過 失 割 合	豊田市30%、相手方70%
備 考	1 事故発生の原因 通過車両による荷重、振動、衝撃等により舗装が損傷し、路面に穴が生じたことによる。 2 担当課 建設部土木管理課 3 事故の防止策 現場の舗装を修繕するとともに、引き続きパトロールの実施や市民からの情報提供等により舗装の損傷箇所の早期発見に努め、修繕作業を迅速に実施する。

2 訴えの提起について

市営住宅使用料等請求事件

専決年月日及び専決番号	平成30年10月19日 豊専第34号
相手方	※個人情報のため、非表示
請求内容	1 市営住宅の未払家賃の支払 2 訴訟費用の支払
請求原因	相手方が3月分の市営住宅の家賃2万8,140円を長期滞納しているため

【担当課：定住促進課】

### 3 工事請負契約の変更について

#### (1) 一級河川安永川開水路整備工事（高橋細谷線関連）

区 分	金 額（単位 円）	議決議会、専決年月日等
変更前金額 （議決金額）	A 1, 4 2 2, 2 3 1, 4 8 0	平成30年3月市議会定例会 議案第58号
変更後金額 （今 回）	B 1, 4 2 9, 9 9 2, 3 6 0	平成30年10月24日 豊専第35号
増 減 額	B - A 7, 7 6 0, 8 8 0	
主 変 更 内 容	<p>1 工事用仮設道路の新設            (1) 鉄板の設置 0㎡ → 約670㎡            交通誘導員の配置 735人 → 880人            (2) 大型車両の通行による近隣の住宅地への振動等の影響を考慮し、土砂を運搬する経路を変更したため</p> <p>2 防護柵設置工事の追加            (1) 防護柵の設置 0m → 105m            (2) 道路管理者との協議により、違法駐車対策として、市道秋葉線沿いに防護柵を設置することとしたため</p> <p>3 河床洗掘対策工事の追加            (1) 河床洗掘部の補修及び水制工の設置を行うもの            (2) 河川の流水により、河床が洗掘され護岸の基礎部分が露出したため</p>	
備 考	<p>1 相手方 前田・太啓建設共同企業体            代表者 名古屋市中区栄五丁目25番25号            前田建設工業株式会社 中部支店            執行役員支店長 石黒 泰之</p> <p>2 担当課 建設部河川課</p> <p>3 完成予定日 平成31年2月28日</p>	

(2) 都市計画道路高橋細谷線(仮)安永川橋橋りょう新設工事(その1)

区 分	金 額 (単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 336,171,600	平成30年9月市議会定例会 議案第111号
変更後金額 (今回)	B 345,819,240	平成30年11月27日 豊専第37号
増 減 額	B-A 9,647,640	
主 変 更 内 容	<p>1 汚泥処理の追加                      (1) 汚泥処分量 0 t → 56 t                      (2) 濁水処理の結果堆積した土砂の性状が悪く、汚泥として処分する必要性が生じたため</p> <p>2 橋台施工に係る交通誘導員の増員                      (1) 交通誘導員の配置 400人 → 504人                      (2) 橋台施工箇所への土の性状が悪く、掘削範囲を拡大したことに伴い、歩行者の安全対策を講じる必要性が生じたため</p> <p>3 河床洗掘対策工事の追加                      (1) 大型土のう 0袋 → 58袋                          根固工(袋詰玉石) 0袋 → 22袋                      (2) 護岸の施工の遅れに伴い、河川拡幅部と既設河川との擦り付け部において、河川の流水による洗堀を防止する必要性が生じたため</p>	
備 考	<p>1 相手方 浅沼・今井建設共同企業体                          代表者 名古屋市中村区名駅南三丁目3番44号                          株式会社浅沼組 名古屋支店                          執行役員支店長 堀田 敏彦</p> <p>2 担当課 建設部河川課</p> <p>3 完成予定日 平成30年12月28日</p>	

## 2 議決

議案第113号 豊田市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

公職選挙法の一部改正に伴い、議会の議員の選挙におけるビラの作成の公営に関する制度を新設するほか、所要の改正を行う。

#### 1 題名の改正

<現 行>	<平成31年3月1日以後>
豊田市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例	豊田市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例

#### 2 議会の議員の選挙におけるビラの作成の公営に関する制度の新設（平成31年3月1日以後）

- (1) 単価の限度 1枚当たり7円51銭
- (2) 作成枚数の限度 公職選挙法に定める枚数

#### 3 長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規定の整理（平成31年3月1日以後）

豊田市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例において定めている長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規定を本条例に置くこととする。

### 【備考】

#### 1 公職選挙法に定める枚数

指定都市以外の市の選挙にあつては、議会の議員の選挙の場合は、候補者1人について、選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 4,000枚

#### 2 併せて廃止する条例

豊田市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例

【担当課：選挙管理委員会】

議案第114号 豊田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、市長が利用することができる特定個人情報の追加及び個人番号を利用することができる事務の整理を行う。

- 1 市長が利用することができる特定個人情報の追加  
行政事務の処理において利用することができる特定個人情報として、生活保護法による進学準備給付金の支給に関する情報を追加する。
- 2 市長が個人番号を利用することができる事務の整理  
予防接種法による予防接種の実施又は実費の徴収の決定に関する事務を削除する。

【担当課：行政改革推進課】

議案第115号 豊田市職員給与条例及び豊田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

平成30年人事院勧告に準じて、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定を行う。

- 1 給料月額の引上げ（平成30年4月1日以後）  
平均引上げ率 0.26%（775円）

- 2 一般職の職員の期末手当の支給割合の改定

職員の区分	支給月	平成31年4月1日 前まで	平成31年4月1日 以後
(1) 一般の職員	6月	100分の122.5	100分の130
	12月	100分の137.5	100分の130
特定管理職員	6月	100分の102.5	100分の110
	12月	100分の117.5	100分の110
(2) 再任用職員	6月	100分の65	100分の72.5
	12月	100分の80	100分の72.5
特定管理職員	6月	100分の55	100分の62.5
	12月	100分の70	100分の62.5

- 3 一般職の職員の勤勉手当の額の総額の設定に係る割合の改定

職員の区分	平成30年12 月1日前まで	平成30年12 月1日以後	平成31年4月 1日以後
(1) 一般の職員	100分の90	100分の95	100分の92.5
特定管理職員	100分の110	100分の115	100分の112.5
(2) 再任用職員	100分の42.5	100分の47.5	100分の45
特定管理職員	100分の52.5	100分の57.5	100分の55

- 4 一般職の任期付職員の期末手当の支給割合の改定

支給区分	平成30年12 月1日前まで	平成30年12 月1日以後	平成31年4月 1日以後
(1) 6月支給分	100分の165	100分の165	100分の167.5
(2) 12月支給分	100分の165	100分の170	100分の167.5

**【備考】**

- 1 一般職の職員の期末手当の額  
期末手当の支給基準日現在において職員が受けるべき給料、扶養手当及び地域手当の月額合計額に、期末手当の支給割合を乗じて得た額
- 2 一般職の職員の勤勉手当の額の総額の設定  
勤勉手当の支給基準日現在において、一般の職員及び再任用職員の職員区分に属する職員が受けるべき給料、扶養手当及び地域手当の月額合計額に、勤勉手当の割合を乗じて得た額の総額を、当該職員区分に属する職員に支給する勤勉手当の上限額とするもの
- 3 特定管理職員  
副参事又はこれに相当する職以上の職にある職員
- 4 一般職の任期付職員  
高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させるため、任命権者が選考により任期を定めて採用する職員
- 5 一般職の任期付職員の期末手当の額  
期末手当の支給基準日現在において職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、期末手当の支給割合を乗じて得た額

**【担当課：人事課】**

議案第116号 豊田市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

情勢との適応及び他との均衡を考慮し、議会の議員の期末手当の支給割合を改定する。

議会の議員の期末手当の支給割合の改定

支給区分	平成30年12月1日前まで	平成30年12月1日以後	平成31年4月1日以後
6月支給分	100分の157.5	100分の157.5	100分の167.5
12月支給分	100分の172.5	100分の177.5	100分の167.5

【備考】

議会の議員の期末手当の額

議員報酬の月額及びその額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、期末手当の支給割合を乗じて得た額

【担当課：人事課】



議案第 1 1 7 号 豊田市特別職職員の給与を定める条例の一部を改正する条例

【要旨】

情勢との適応及び他との均衡を考慮し、特別職職員の期末手当の支給割合を改定する。

特別職職員の期末手当の支給割合の改定

支給区分	平成30年12月1日前まで	平成30年12月1日以後	平成31年4月1日以後
6月支給分	100分の157.5	100分の157.5	100分の167.5
12月支給分	100分の172.5	100分の177.5	100分の167.5

【備考】

特別職職員の期末手当の額

特別職職員の受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、給料及び地域手当の月額合計額に100分の20を乗じて得た額並びに給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、期末手当の支給割合を乗じて得た額

【担当課：人事課】

議案第 118 号 豊田市災害派遣手当条例の一部を改正する条例

【要旨】

旅館業法の一部改正に伴い、現に引用している用語を整理する。

現に引用している用語の整理

＜現 行＞　　　　　　　　　　＜改正後＞  
ホテル営業及び旅館営業　→　旅館・ホテル営業

【担当課：人事課】

議案第 119 号 豊田市一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例

【要旨】

施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市グリーン・クリーンふじの丘の廃棄物の再生処理施設を廃止するほか、所要の改正を行う。

廃棄物の再生処理施設の廃止（平成 31 年 4 月 1 日）

豊田市グリーン・クリーンふじの丘の廃棄物の再生処理施設を廃止する。

【備考】

併せて改正する条例

豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

【担当課：清掃施設課】

議案第120号 豊田市特定疾患患者見舞金支給条例の一部を改正する条例

【要旨】

難病患者の福祉の増進を図るため、支給金の名称、支給対象者及び支給要件を変更する。

1 支給金の名称の変更

<現 行> 特定疾患患者見舞金 → <平成31年4月1日以後> 難病患者支援金

2 支給対象者の変更

現 行	平成31年4月1日以後
特定疾患患者 愛知県特定疾患医療給付事業の医療給付の対象として認定を受けた患者又は難病の患者に対する医療等に関する法律の規定により支給認定を受けた指定難病（規則で定める難病に限る。）の患者をいう。	難病患者 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定により支給認定を受けた指定難病の患者又は愛知県特定疾患医療給付事業の医療給付の対象として認定を受けた患者をいう。

3 支給要件の変更

現 行	平成31年4月1日以後
(1) 本市に引き続き1年以上居住していること。 (2) 住民基本台帳に記録されていること。	(1) 本市に居住し、住民基本台帳に記録されていること。 (2) 次のいずれかに該当すること。 ア 生活保護法に規定する被保護者 イ 中国残留邦人等支援給付受給者 ウ 特定医療費受給者証等の階層区分が一般Ⅰ以下の者

【備考】

1 中国残留邦人等支援給付受給者

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者

- 2 特定医療費受給者証等の階層区分が一般Ⅰ以下の者  
難病患者及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（以下「省令」という。）に規定する支給認定基準世帯員で構成する世帯の当該年度分の市町村民税の所得割の額を省令の規定による算定方法で合算した額が規則で定める額に満たない者

【担当課：障がい福祉課】

議案第121号から議案第127号まで 平成30年度豊田市補正予算  
→「予算関係議案の要旨（資料2）」参照

議案第128号 工事請負契約の締結について（（仮称）松平地域体育館等  
用地造成工事）

【要旨】

市民の健康及び福祉の増進を図るため、（仮称）松平地域体育館等の建設に係る用地を造成する。

- 1 契約目的 （仮称）松平地域体育館等用地造成工事
- 2 契約金額 485,892,000円
- 3 相手方 藤本・小野建設共同企業体  
代表者 豊田市浄水町伊保原465番地1  
藤本建設株式会社  
代表取締役 稲葉 俊伸
- 4 契約方法 一般競争入札（3名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市九久平町地内
- 2 工事概要  
(1) 開発面積 1.2ha  
(2) 内容  
ア 敷地造成工  
(ア) 掘削工 72,100㎡  
(イ) 盛土工 240㎡  
イ 主要園路工  
(ア) 側溝工 341m  
(イ) 集水<sup>ます</sup>枿 6か所  
ウ 園路管理用通路工 3か所  
エ 雨水排水整備工  
(ア) 側溝工 308m  
(イ) 管渠<sup>きよ</sup>工 11m  
(ウ) 集水<sup>ます</sup>枿 8か所  
オ 管理施設整備工  
(ア) 転落防止柵 585m  
(イ) 防火水槽 1か所  
カ 防災工 一式  
キ 仮設工 一式
- 3 完成予定日 平成32年3月19日
- 4 参考図 78ページ

【担当課：スポーツ課】

議案第129号 工事請負契約の締結について（一級河川安永川開水路整備  
工事（下林工区その2））

【要旨】

市民生活の安全と安心を確保するため、一級河川安永川都市基盤河川改修事業に基づき、開水路を整備する。

- 1 契約目的 一級河川安永川開水路整備工事（下林工区その2）
- 2 契約金額 511,920,000円
- 3 相手方 太啓・安山建設共同企業体  
代表者 豊田市東梅坪町十丁目3番地3  
太啓建設株式会社  
取締役社長 大矢 伸明
- 4 契約方法 一般競争入札（1名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市長興寺ほか地内
- 2 工事概要  
(1) 安永川護岸工 450m  
(2) 橋りょう下部工 橋台4基
- 3 完成予定日 平成32年2月28日

【担当課：河川課】

## 議案第130号 指定管理者の指定について（豊田地域文化広場）

### 【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田地域文化広場の指定管理者を指定する。

- |   |            |  |
|---|------------|--|
| 1 | 施設の名称      | 豊田地域文化広場   |
| 2 | 指定管理者となる団体 | ホームックスグループ共同企業体<br>代表者 豊田市錦町一丁目95番地<br>ホームックス株式会社<br>代表取締役 餅原 幹也 |
| 3 | 指定の期間      | 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで  |

### 【備考】

- |     |                     |   |
|-----|---------------------|---|
| 1   | ホームックス株式会社の概要       |   |
| (1) | 設立年月                | 昭和50年2月   |
| (2) | 資本金                 | 30,000,000円   |
| (3) | 従業員数                | 181名  |
| (4) | 事業内容                | ア 指定管理者施設運営事業<br>イ ビルメンテナンス事業<br>ウ 廃棄物処理事業<br>エ リサイクル事業<br>オ 下水道維持管理事業                          |
| 2   | アイレクススポーツライフ株式会社の概要 |   |
| (1) | 設立年月                | 平成23年3月   |
| (2) | 資本金                 | 50,000,000円   |
| (3) | 従業員数                | 80名   |
| (4) | 事業内容                | ア フィットネスクラブ経営事業<br>イ スイミングスクール経営事業<br>ウ スポーツ施設等運営受託事業<br>エ インストラクター派遣事業<br>オ フィットネスクラブコンサルタント事業 |
| 3   | 指定管理者となる団体の選定方法     | 公募  |

【担当課：市民活躍支援課】

議案第131号 指定管理者の指定について（豊田市歌舞伎伝承館）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市歌舞伎伝承館の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市歌舞伎伝承館
- 2 指定管理者となる団体 豊田市小坂町十二丁目100番地  
公益財団法人豊田市文化振興財団  
理事長 大山 輝美
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

【備考】

- 1 公益財団法人豊田市文化振興財団の概要
  - (1) 設立年月 昭和50年5月
  - (2) 基本財産 382,435,000円
  - (3) 職員数 63名
  - (4) 事業内容  
ア 文化施設等を活用して、市民が文化・芸術に触れる機会と場を提供する事業  
イ 文化・芸術に関する講座の開催等、文化・芸術に関する知識及び技能の習得を図る事業  
ウ 文化・芸術の振興に関する表彰、助成等を行う事業  
エ 地域文化に関する調査及び情報の提供を行う事業  
オ 青少年育成施設等を活用して、青少年の社会性と豊かな情操を養う機会と場を提供する事業  
カ 青少年音楽団体の運営及び青少年団体に対する助言その他の支援を行う事業  
キ 生涯学習施設を活用して、生涯学習の機会と場を提供する事業  
ク その他公益目的を達成するために必要な事業  
ケ 文化施設等を公益目的事業以外に貸与する事業  
コ その他公益目的事業の推進に資する事業
- 2 指定管理者となる団体の選定方法  
豊田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第2条第5号該当
- 3 指定手続条例第2条第5号  
施設の性質、設置目的及び当該施設における業務の性質等により公募することが適さないと認められるとき。

【担当課：文化財課】



議案第132号 指定管理者の指定について（喜楽亭）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、喜楽亭の指定管理者を指定する。

- |   |                |   |
|---|----------------|---|
| 1 | 施設の名称          | 喜楽亭   |
| 2 | 指定管理者<br>となる団体 | 豊田市小坂町十二丁目100番地<br>公益財団法人豊田市文化振興財団<br>理事長 大山 輝美 |
| 3 | 指定の期間          | 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで                         |

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法  
指定手続条例第2条第5号該当

【担当課：文化財課】

議案第133号 指定管理者の指定について（城跡公園足助城）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、城跡公園足助城の指定管理者を指定する。

- |   |            |   |
|---|------------|---|
| 1 | 施設の名称      | 城跡公園足助城                                     |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 豊田市足助町宮平26番地1<br>株式会社三州足助公社<br>代表取締役社長 池田 覚 |
| 3 | 指定の期間      | 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで                     |

【備考】

- 1 株式会社三州足助公社の概要
  - (1) 設立年月 平成16年5月
  - (2) 資本金 50,000,000円
  - (3) 従業員数 39名
  - (4) 事業内容  
ア 地方公共団体から委託を受けた施設の管理運営  
イ 宿泊施設及び飲食店の経営  
ウ ハム等の食肉加工及びパン類の製造販売  
エ 食品、民芸品等の特産品の開発及び販売  
オ 農産物、炭及び竹の生産及び加工販売  
カ 鍛冶製品及び木製工芸品の製造販売  
キ 各種イベントの企画、制作及び運営  
ク 広告及び宣伝に関する企画及び制作  
ケ 市町村の産業振興、教育文化等のまちづくり施策に関する調査研究及びコンサルティング業務
- 2 指定管理者となる団体の選定方法  
指定手続条例第2条第3号該当
- 3 指定手続条例第2条第3号  
当該施設における事業運営に相当な知識及び経験等が必要な場合で、当該施設における事業運営を行う団体に施設の管理を併せて行わせることが当該施設の効果的かつ効率的な管理運営に資すると認められるとき。

【担当課：足助支所】

議案第134号 指定管理者の指定について（豊田市棒の手会館及び猿投棒の手ふれあい広場）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市棒の手会館及び猿投棒の手ふれあい広場の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 (1) 豊田市棒の手会館  
(2) 猿投棒の手ふれあい広場（ふれあいホール、テニスコート及び広場に限り。）
- 2 指定管理者となる団体 豊田市錦町一丁目95番地  
ホームックス株式会社  
代表取締役 餅原 幹也
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法  
公募

【担当課：文化財課】

議案第135号 指定管理者の指定について（豊田市総合野外センター）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市総合野外センターの指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市総合野外センター
- 2 指定管理者となる団体 豊田市小坂町十二丁目100番地  
公益財団法人豊田市文化振興財団  
理事長 大山 輝美
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法  
指定手続条例第2条第3号該当

【担当課：次世代育成課】

議案第136号 指定管理者の指定について（豊田市旭総合体育館ほか3施設）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市旭総合体育館ほか3施設の指定管理者を指定する。

- |   |            |  |
|---|------------|--|
| 1 | 施設の名称      | （1）豊田市旭総合体育館<br>（2）豊田市旭武道場<br>（3）豊田市旭弓道場<br>（4）矢作川島崎公園 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 豊田市喜多町六丁目61番地1<br>公益社団法人豊田市シルバー人材センター<br>会長 柿島 喜重      |
| 3 | 指定の期間      | 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで                                |

【備考】

- |   |                        |   |
|---|------------------------|---|
| 1 | 公益社団法人豊田市シルバー人材センターの概要 | （1）設立年月 昭和55年10月<br>（2）職員数 12名<br>（3）事業内容<br>ア 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための当該就業の機会の確保及び組織的提供、豊田市の公の施設の指定管理業務、職業紹介事業並びに一般労働者派遣事業<br>イ 高齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習<br>ウ 高齢者の就業に関する調査研究及び相談<br>エ 高齢者の安全かつ適正な就業を推進するための事故防止の啓発 |
| 2 | 指定管理者となる団体の選定方法        | 指定手続条例第2条第2号該当  |
| 3 | 指定手続条例第2条第2号           | 当該施設が地域住民で構成する団体の地域活動の拠点となり、当該団体に当該施設を管理運営させることが適当と認められるとき。   |

【担当課：旭支所】

議案第137号 指定管理者の指定について（豊田市猿投コミュニティセンター体育館及び武道場）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市猿投コミュニティセンター体育館及び武道場の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 (1) 豊田市猿投コミュニティセンター体育館  
(2) 豊田市猿投コミュニティセンター武道場
- 2 指定管理者となる団体 豊田市小坂町十二丁目100番地  
公益財団法人豊田市文化振興財団  
理事長 大山 輝美
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法  
指定手続条例第2条第5号該当

【担当課：猿投支所】

議案第138号 指定管理者の指定について（豊田市高岡公園体育館ほか2施設）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市高岡公園体育館ほか2施設の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 (1) 豊田市高岡公園体育館  
(2) 豊田市若園運動広場  
(3) 高岡公園
- 2 指定管理者となる団体 豊田市錦町一丁目95番地  
ホームックス株式会社  
代表取締役 餅原 幹也
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法  
公募

【担当課：スポーツ課】

議案第139号 指定管理者の指定について（豊田市東山体育センターほか  
2施設）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市東山体育センターほか2施設の指定管理者を指定する。

- |   |                |   |
|---|----------------|---|
| 1 | 施設の名称          | (1) 豊田市東山体育センター<br>(2) 豊田市古瀬間運動広場<br>(3) 豊田市東山運動広場  |
| 2 | 指定管理者<br>となる団体 | 豊田市宝来町四丁目758番地10<br>特定非営利活動法人美里スポーツクラブ<br>理事長 吉田 信也 |
| 3 | 指定の期間          | 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで                             |

【備考】

- |     |                                   |
|-----|-----------------------------------|
| 1   | 特定非営利活動法人美里スポーツクラブの概要             |
| (1) | 設立年月 平成19年2月                      |
| (2) | 職員数 16名                           |
| (3) | 事業内容                              |
|     | ア 各種スポーツスクール・サークル運営事業             |
|     | イ Futureプロジェクト運営事業                |
|     | ウ 調査・広報事業                         |
|     | エ クラブハウス運営事業                      |
|     | オ 健康増進教室等市委託運営事業                  |
|     | カ スポーツ施設管理運営事業                    |
|     | キ 飲料水販売事業                         |
| 2   | 指定管理者となる団体の選定方法<br>指定手続条例第2条第2号該当 |

【担当課：スポーツ課】

議案第140号 指定管理者の指定について（豊田市藤岡体育センターほか  
3施設）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市藤岡体育センターほか3施設の指定管理者を指定する。

- |   |                |  |
|---|----------------|--|
| 1 | 施設の名称          | (1) 豊田市藤岡体育センター<br>(2) 豊田市藤岡運動広場<br>(3) 豊田市藤岡総合グラウンド野球場<br>(4) 豊田市藤岡テニスコート |
| 2 | 指定管理者<br>となる団体 | 豊田市西町一丁目88番地<br>株式会社都市環境サービス<br>代表取締役 新美 和久                                |
| 3 | 指定の期間          | 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで  |

【備考】

- |   |                       |  |
|---|-----------------------|--|
| 1 | 株式会社都市環境サービスの概要       |  |
|   | (1) 設立年月              | 昭和47年9月  |
|   | (2) 資本金               | 3,000,000円   |
|   | (3) 従業員数              | 58名  |
|   | (4) 事業内容              | ア ビル清掃業務<br>イ 総合管理業務<br>ウ 産業廃棄物運搬業務<br>エ 一般廃棄物運搬業務 |
| 2 | 指定管理者となる団体の選定方法<br>公募 |  |

【担当課：藤岡支所】

議案第141号 指定管理者の指定について（豊田市石野運動広場ほか5施設）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市石野運動広場ほか5施設の指定管理者を指定する。

- |   |                |  |
|---|----------------|--|
| 1 | 施設の名称          | (1) 豊田市石野運動広場<br>(2) 豊田市末野原運動広場<br>(3) 豊田市高橋運動広場<br>(4) 豊田市保見運動広場<br>(5) 豊田市松平運動広場<br>(6) 土橋公園 |
| 2 | 指定管理者<br>となる団体 | 豊田市小坂町十二丁目100番地<br>公益財団法人豊田市文化振興財団<br>理事長 大山 輝美  |
| 3 | 指定の期間          | 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで  |

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法  
指定手続条例第2条第5号該当

【担当課：スポーツ課】



議案第142号 指定管理者の指定について（豊田市五ヶ丘運動広場）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市五ヶ丘運動広場の指定管理者を指定する。

- |   |            |  |
|---|------------|--|
| 1 | 施設の名称      | 豊田市五ヶ丘運動広場                                 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 豊田市八幡町一丁目20番地<br>公益財団法人豊田市体育協会<br>会長 幸村 的美 |
| 3 | 指定の期間      | 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで                    |

【備考】

- |     |                  |   |
|-----|------------------|---|
| 1   | 公益財団法人豊田市体育協会の概要 |   |
| (1) | 設立年月             | 昭和56年3月   |
| (2) | 基本財産             | 589,900,000円  |
| (3) | 職員数              | 10名   |
| (4) | 事業内容             | ア 市民のニーズに合わせた様々なスポーツを実施する機会及び場を提供する事業<br>イ 市民にスポーツを観戦する機会を提供する事業<br>ウ スポーツに関する環境整備及び活動支援<br>エ スポーツに関する普及、啓発及び情報発信 |
| 2   | 指定管理者となる団体の選定方法  | 公募  |

【担当課：スポーツ課】

議案第143号 指定管理者の指定について（豊田市稲武夏焼グラウンド及び豊田市農林漁家高齢者センター）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市稲武夏焼グラウンド及び豊田市農林漁家高齢者センターの指定管理者を指定する。

- |   |                |   |
|---|----------------|---|
| 1 | 施設の名称          | （１）豊田市稲武夏焼グラウンド<br>（２）豊田市農林漁家高齢者センター              |
| 2 | 指定管理者<br>となる団体 | 豊田市喜多町六丁目61番地1<br>公益社団法人豊田市シルバー人材センター<br>会長 柿島 喜重 |
| 3 | 指定の期間          | 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで                           |

【備考】

- 指定管理者となる団体の選定方法
- （１）豊田市稲武夏焼グラウンド  
指定手続条例第2条第5号該当
  - （２）豊田市農林漁家高齢者センター  
指定手続条例第2条第2号該当

【担当課：稲武支所】

議案第144号 指定管理者の指定について（豊田市藤岡山村広場）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市藤岡山村広場の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市藤岡山村広場
- 2 指定管理者となる団体 豊田市石畳町池ノ平318番地1  
藤岡石畳地区地域づくり協議会  
会長 山中 正三
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

【備考】

- 1 藤岡石畳地区地域づくり協議会の概要
  - (1) 設立年月 平成18年4月
  - (2) 会員数 3,030名
  - (3) 事業内容 豊田市石畳ふれあい広場及び豊田市藤岡山村広場を中心とした地域のまちづくり活動
- 2 指定管理者となる団体の選定方法  
指定手続条例第2条第2号該当

【担当課：藤岡支所】

議案第145号 指定管理者の指定について（豊田市下山西部プール）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市下山西部プールの指定管理者を指定する。

- |   |            |  |
|---|------------|--|
| 1 | 施設の名称      | 豊田市下山西部プール                                   |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 豊田市松ヶ枝町三丁目1番地3<br>株式会社日本クリーナー<br>代表取締役 柴田 明司 |
| 3 | 指定の期間      | 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで                      |

【備考】

- |     |                 |
|-----|-----------------|
| 1   | 株式会社日本クリーナーの概要  |
| (1) | 設立年月 昭和53年10月   |
| (2) | 資本金 10,000,000円 |
| (3) | 従業員数 32名        |
| (4) | 事業内容            |
|     | ア 環境衛生管理        |
|     | イ 設備管理及び一般建設工事  |
|     | ウ 保安警備及び防災管理    |
|     | エ 人材派遣          |
| 2   | 指定管理者となる団体の選定方法 |
|     | 公募              |

【担当課：下山支所】

議案第146号 指定管理者の指定について（とよた市民活動センター）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、とよた市民活動センターの指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 とよた市民活動センター
- 2 指定管理者となる団体 豊田市喜多町六丁目61番地1  
公益社団法人豊田市シルバー人材センター  
会長 柿島 喜重
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法  
公募

【担当課：市民活躍支援課】

議案第147号 指定管理者の指定について（豊田市民文化会館）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市民文化会館の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 (1) 豊田市民文化会館  
(2) 豊田市民ギャラリー
- 2 指定管理者となる団体 豊田市小坂町十二丁目100番地  
公益財団法人豊田市文化振興財団  
理事長 大山 輝美
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法  
指定手続条例第2条第3号該当

【担当課：文化振興課】

議案第148号 指定管理者の指定について（豊田市コンサートホール・能楽堂）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市コンサートホール・能楽堂の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市コンサートホール・能楽堂
- 2 指定管理者となる団体 豊田市小坂町十二丁目100番地  
公益財団法人豊田市文化振興財団  
理事長 大山 輝美
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法  
指定手続条例第2条第3号該当

【担当課：文化振興課】

議案第149号 指定管理者の指定について（豊田市交流館）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市交流館の指定管理者を指定する。

- |   |                |   |
|---|----------------|---|
| 1 | 施設の名称          | (1) 豊田市逢妻交流館<br>(2) 豊田市旭交流館<br>(3) 豊田市朝日丘交流館<br>(4) 豊田市足助交流館<br>(5) 豊田市井郷交流館<br>(6) 豊田市石野交流館<br>(7) 豊田市稲武交流館<br>(8) 豊田市梅坪台交流館<br>(9) 豊田市小原交流館<br>(10) 豊田市上郷交流館<br>(11) 豊田市猿投北交流館<br>(12) 豊田市猿投台交流館<br>(13) 豊田市下山交流館<br>(14) 豊田市浄水交流館<br>(15) 豊田市末野原交流館<br>(16) 豊田市崇化館交流館<br>(17) 豊田市高橋交流館<br>(18) 豊田市藤岡交流館<br>(19) 豊田市藤岡南交流館<br>(20) 豊田市豊南交流館<br>(21) 豊田市保見交流館<br>(22) 豊田市前林交流館<br>(23) 豊田市益富交流館<br>(24) 豊田市松平交流館<br>(25) 豊田市美里交流館<br>(26) 豊田市竜神交流館<br>(27) 豊田市若園交流館<br>(28) 豊田市若林交流館 |
| 2 | 指定管理者<br>となる団体 | 豊田市小坂町十二丁目100番地<br>公益財団法人豊田市文化振興財団<br>理事長 大山 輝美   |
| 3 | 指定の期間          | 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで   |

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法  
指定手続条例第2条第3号該当

【担当課：市民活躍支援課】

議案第150号 指定管理者の指定について（豊田市西部コミュニティセンター）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市西部コミュニティセンターの指定管理者を指定する。

- |   |            |  |
|---|------------|--|
| 1 | 施設の名称      | 豊田市西部コミュニティセンター                                |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 豊田市本新町七丁目48番地6<br>株式会社豊田ほっとかん<br>代表取締役社長 井上 隆広 |
| 3 | 指定の期間      | 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで                        |

【備考】

- |     |   |
|-----|---|
| 1   | 株式会社豊田ほっとかんの概要  |
| (1) | 設立年月 平成7年2月   |
| (2) | 資本金 200,000,000円  |
| (3) | 従業員数 37名  |
| (4) | 事業内容  |
|     | ア 特定民間施設の経営   |
|     | イ 高齢者世話付住宅生活援助員派遣等業務  |
|     | ウ 介護保険法による指定通所介護事業、指定介護予防通所介護事業、指定特定施設入居者生活介護事業、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業及び指定居宅介護支援事業 |
|     | エ 飲食店の経営  |
|     | オ 保育所及び託児所の運営   |
| 2   | 指定管理者となる団体の選定方法   |
|     | 指定手続条例第2条第5号該当  |

【担当課：地域支援課】



議案第151号 指定管理者の指定について（豊田市高岡コミュニティセンターほか2施設）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市高岡コミュニティセンターほか2施設の指定管理者を指定する。

- |   |            |  |
|---|------------|--|
| 1 | 施設の名称      | (1) 豊田市高岡コミュニティセンター（豊田市コミュニティセンター条例別表第1に掲げる施設に限る。）<br>(2) 豊田市六鹿会館<br>(3) 豊田市高岡運動広場 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 東京都目黒区東山一丁目5番4号KDX中目黒ビル6階<br>アクティオ株式会社<br>代表取締役社長 鈴木 悟                             |
| 3 | 指定の期間      | 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで  |

【備考】

- |   |                 |  |
|---|-----------------|--|
| 1 | アクティオ株式会社の概要    |  |
|   | (1) 設立年月        | 昭和62年2月  |
|   | (2) 資本金         | 99,000,000円  |
|   | (3) 従業員数        | 89名  |
|   | (4) 事業内容        | ア 指定管理者制度に基づく公の施設の管理受託<br>イ 美術館、博物館等の文化施設の案内、受付、誘導等の運営に関する請負業務<br>ウ 博覧会、展覧会、展示会、見本市、各種会議及び行催事の調査、企画立案及び実施運営<br>エ 都市計画、都市再開発及び緑化工事の設計管理の受託業務<br>オ 広告代理店業務<br>カ 総合警備保障業務 |
| 2 | 指定管理者となる団体の選定方法 | 公募   |

【担当課：高岡支所】

議案第152号 指定管理者の指定について（豊田市高橋コミュニティセンター及び加茂川公園）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市高橋コミュニティセンター及び加茂川公園の指定管理者を指定する。

- |   |            |   |
|---|------------|---|
| 1 | 施設の名称      | (1) 豊田市高橋コミュニティセンター（豊田市コミュニティセンター条例別表第1に掲げる施設に限る。）<br>(2) 加茂川公園 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 豊田市錦町一丁目95番地<br>ホームックス株式会社<br>代表取締役 餅原 幹也                       |
| 3 | 指定の期間      | 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで   |

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法  
公募

【担当課：高橋支所】

議案第153号 指定管理者の指定について（豊田市平戸橋いこいの広場及び平戸橋公園）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市平戸橋いこいの広場及び平戸橋公園の指定管理者を指定する。

- |   |            |   |
|---|------------|---|
| 1 | 施設の名称      | （1）豊田市平戸橋いこいの広場<br>（2）平戸橋公園（豊田市文化財施設条例別表第1に規定する豊田市民芸館に係る部分を除く。） |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 岐阜県岐阜市宇佐南三丁目6番20号<br>株式会社技研サービス<br>代表取締役 棚橋 泰之                  |
| 3 | 指定の期間      | 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで   |

【備考】

- |     |                 |
|-----|-----------------|
| 1   | 株式会社技研サービスの概要   |
| （1） | 設立年月 昭和39年2月    |
| （2） | 資本金 17,256,000円 |
| （3） | 従業員数 87名        |
| （4） | 事業内容            |
|     | ア 施設管理運営業務      |
|     | イ 清掃業務          |
|     | ウ 設備管理業務        |
|     | エ 環境衛生業務        |
|     | オ 警備業務          |
| 2   | 指定管理者となる団体の選定方法 |
|     | 公募              |

【担当課：文化財課】

議案第154号 指定管理者の指定について（豊田市自然観察の森）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市自然観察の森の指定管理者を指定する。

- |   |            |   |
|---|------------|---|
| 1 | 施設の名称      | 豊田市自然観察の森   |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 東京都品川区西五反田三丁目9番23号丸和ビル<br>公益財団法人日本野鳥の会<br>理事長 遠藤 孝一 |
| 3 | 指定の期間      | 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで                             |

【備考】

- |     |   |
|-----|---|
| 1   | 公益財団法人日本野鳥の会の概要                         |
| (1) | 設立年月 昭和45年11月                           |
| (2) | 基本財産 10,000,000円                        |
| (3) | 職員数 75名                                 |
| (4) | 事業内容                                    |
|     | ア 野鳥を中心とした自然保護活動                        |
|     | イ 野鳥等の調査研究活動                            |
|     | ウ 自然保護の推進に関する施策の提言                      |
|     | エ 野鳥を中心とした国際協力の諸活動                      |
|     | オ 探鳥会の開催等の普及教育活動                        |
|     | カ 野鳥保護に関する地域活動を推進するための指導者等の育成及び交流       |
|     | キ 野鳥保護の普及啓発のための印刷物の刊行、電子情報媒体の作成及び行事等の開催 |
| 2   | 指定管理者となる団体の選定方法<br>指定手続条例第2条第3号該当       |

【担当課：環境政策課】

議案第155号 指定管理者の指定について（豊田市里山くらし体験館）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市里山くらし体験館の指定管理者を指定する。

- |   |            |   |
|---|------------|---|
| 1 | 施設の名称      | 豊田市里山くらし体験館                                     |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 豊田市足助町宮ノ後26番地2<br>一般社団法人おいでん・さんそん<br>代表理事 鈴木 辰吉 |
| 3 | 指定の期間      | 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで                         |

【備考】

- |     |                                   |
|-----|-----------------------------------|
| 1   | 一般社団法人おいでん・さんそんの概要                |
| (1) | 設立年月 平成29年2月                      |
| (2) | 職員数 7名                            |
| (3) | 事業内容                              |
|     | ア 都市農山村交流のコーディネートに関する事業           |
|     | イ 地域活動の支援に関する事業                   |
|     | ウ 地域の情報の収集と発信に関する事業               |
|     | エ 地域の定住促進に関する事業                   |
|     | オ 地域の産業振興に関する事業                   |
|     | カ 地域づくり人材の育成に関する事業                |
|     | キ 地域づくりに関する調査及び研究事業               |
| 2   | 指定管理者となる団体の選定方法<br>指定手続条例第2条第3号該当 |

【担当課：足助支所】

議案第156号 指定管理者の指定について（豊田市百年草）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市百年草の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市百年草（老人デイサービスセンターを除く。）
- 2 指定管理者となる団体 豊田市足助町宮平26番地1  
株式会社三州足助公社  
代表取締役社長 池田 覚
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法  
指定手続条例第2条第3号該当

【担当課：足助支所】

議案第157号 指定管理者の指定について（豊田市藤岡ふれあいの館）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市藤岡ふれあいの館の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市藤岡ふれあいの館
- 2 指定管理者となる団体 豊田市錦町一丁目95番地  
ホームックス株式会社  
代表取締役 餅原 幹也
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法  
公募

【担当課：藤岡支所】

議案第158号 指定管理者の指定について（市営駐輪場）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、市営駐輪場の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称
- (1) 愛環梅坪駅駐輪場
  - (2) 梅坪駅北駐輪場
  - (3) 梅坪駅南第1駐輪場
  - (4) 梅坪駅南第2駐輪場
  - (5) 上挙母駅北駐輪場
  - (6) 上挙母駅西駐輪場
  - (7) 上挙母駅南駐輪場
  - (8) 永覚駅駐輪場
  - (9) 貝津駅駐輪場
  - (10) 上豊田駅西駐輪場
  - (11) 上豊田駅東駐輪場
  - (12) 越戸駅駐輪場
  - (13) 篠原駅駐輪場
  - (14) 猿投駅西駐輪場
  - (15) 猿投駅東駐輪場
  - (16) 四郷駅駐輪場
  - (17) 浄水駅南駐輪場
  - (18) 昭和町駐輪場
  - (19) 新上挙母駅駐輪場
  - (20) 新上挙母駅南駐輪場
  - (21) 新豊田駅駐輪場
  - (22) 新豊田駅バイク専用駐輪場
  - (23) 末野原駅駅前広場駐輪場
  - (24) 末野原駅西駐輪場
  - (25) 竹村駅駐輪場
  - (26) 土橋駅北駐輪場
  - (27) 土橋駅北第1駐輪場
  - (28) 土橋駅北第2駐輪場
  - (29) 土橋駅南駐輪場
  - (30) 土橋駅南第1駐輪場
  - (31) 土橋駅南第2駐輪場
  - (32) 豊田市駅東駐輪場
  - (33) 西町駐輪場
  - (34) 平戸橋駅駐輪場
  - (35) 保見駅駐輪場
  - (36) 三河上郷駅駐輪場
  - (37) 三河豊田駅北駐輪場
  - (38) 三河豊田駅南駐輪場
  - (39) 三河八橋駅駐輪場

- (40) 八草駅駐輪場
- (41) 若林駅駐輪場
- (42) 加納バス停駐輪場
- (43) 加茂川公園バス停駐輪場
- (44) 広瀬バス停駐輪場
- (45) 保健センター口バス停駐輪場

2 指定管理者となる団体 名古屋市西区新福寺町一丁目57番地  
 蔦井株式会社  
 代表取締役社長 熊田 光男

3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

【備考】

1 蔦井株式会社の概要

- (1) 設立年月 昭和39年3月
- (2) 資本金 37,500,000円
- (3) 従業員数 73名
- (4) 事業内容
  - ア 有料自転車駐輪場及び自動車駐車場施設の運営、管理及び設置
  - イ 道路環境施設及び安全施設工事、一般土木工事、橋脚及び床版補強工事、伸縮装置工事その他道路工事
  - ウ 道路及び道路に附帯する施設の保全管理、清掃、雪氷対策、災害復旧工事その他調査設計施工
  - エ 休憩所、駐車場その他道路利用者に対する各種サービス施設の運営及び管理

2 指定管理者となる団体の選定方法  
 公募

【担当課：交通安全防犯課】



議案第159号 指定管理者の指定について（豊田市福祉センター）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市福祉センターの指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市福祉センター
- 2 指定管理者となる団体 豊田市錦町一丁目1番地1  
社会福祉法人豊田市社会福祉協議会  
会長 柿島 喜重
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

【備考】

- 1 社会福祉法人豊田市社会福祉協議会の概要
  - (1) 設立年月 昭和50年10月
  - (2) 基本財産 366,000,000円
  - (3) 職員数 154名
  - (4) 事業内容 ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施  
イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助  
ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 2 指定管理者となる団体の選定方法  
指定手続条例第2条第3号該当

【担当課：総務監査課】

議案第160号 指定管理者の指定について（豊田市老人福祉センター豊寿園）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市老人福祉センター豊寿園の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市老人福祉センター豊寿園
- 2 指定管理者となる団体 豊田市錦町一丁目1番地1  
社会福祉法人豊田市社会福祉協議会  
会長 柿島 喜重
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法  
公募

【担当課：高齢福祉課】

議案第161号 指定管理者の指定について（豊田市老人福祉センターぬくもりの里ほか6施設）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市老人福祉センターぬくもりの里ほか6施設の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 (1) 豊田市老人福祉センターぬくもりの里  
(2) 足助まめだ館  
(3) 豊田市百年草（老人デイサービスセンターに限る。）  
(4) 豊田市稲武福祉センター  
(5) 豊田市小原福祉センターふくしの里  
(6) 豊田市下山保健福祉センターまどいの丘  
(7) 豊田市藤岡福祉センターふじのさと
- 2 指定管理者となる団体 豊田市錦町一丁目1番地1  
社会福祉法人豊田市社会福祉協議会  
会長 柿島 喜重
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

【備考】

- 指定管理者となる団体の選定方法
- (1) 豊田市老人福祉センターぬくもりの里、足助まめだ館、豊田市稲武福祉センター、豊田市小原福祉センターふくしの里、豊田市下山保健福祉センターまどいの丘及び豊田市藤岡福祉センターふじのさと  
指定手続条例第2条第3号該当
  - (2) 豊田市百年草（老人デイサービスセンターに限る。）  
指定手続条例第2条第5号該当

【担当課：総務監査課】

議案第162号 指定管理者の指定について（豊田市東山デイサービスセンター）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市東山デイサービスセンターの指定管理者を指定する。

- |   |            |  |
|---|------------|--|
| 1 | 施設の名称      | 豊田市東山デイサービスセンター                                      |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 春日井市廻間町字神屋洞703番地1<br>社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会<br>理事長 倉知 俊彦 |
| 3 | 指定の期間      | 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで                              |

【備考】

- |     |                       |                                      |
|-----|-----------------------|--------------------------------------|
| 1   | 社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会の概要 |                                      |
| (1) | 設立年月                  | 昭和27年5月                              |
| (2) | 基本金                   | 2,600,000円                           |
| (3) | 職員数                   | 675名                                 |
| (4) | 事業内容                  | ア 第一種社会福祉事業<br>イ 第二種社会福祉事業<br>ウ 公益事業 |
| 2   | 指定管理者となる団体の選定方法       | 公募                                   |

【担当課：高齢福祉課】

議案第163号 指定管理者の指定について（豊田市高齢者温泉休養施設）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市高齢者温泉休養施設の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市高齢者温泉休養施設寿楽荘
- 2 指定管理者となる団体 豊田市平畑町下里156番地7  
株式会社平畑温泉観光サービス  
代表取締役 山田 浩也
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

【備考】

- 1 株式会社平畑温泉観光サービスの概要
  - (1) 設立年月 昭和62年2月
  - (2) 資本金 15,000,000円
  - (3) 従業員数 11名
  - (4) 事業内容 ア 旅館業  
イ 飲食店業
- 2 指定管理者となる団体の選定方法  
公募

【担当課：高齢福祉課】

議案第164号 指定管理者の指定について（豊田市障害者総合福祉会館）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市障害者総合福祉会館の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称           (1) 豊田市障害者福祉会館  
                          (2) サン・アビリティーズ豊田
- 2 指定管理者           豊田市錦町一丁目1番地1  
   となる団体         社会福祉法人豊田市社会福祉協議会  
                          会長 柿島 喜重
- 3 指定の期間           平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法  
指定手続条例第2条第3号該当

【担当課：障がい福祉課】

議案第165号 指定管理者の指定について（豊田市さくらワークス）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市さくらワークスの指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市さくらワークス
- 2 指定管理者となる団体 豊田市住吉町平和77番地2  
社会福祉法人こじま福祉会  
理事長 小島 洋一郎
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

【備考】

- 1 社会福祉法人こじま福祉会の概要
  - (1) 設立年月 昭和46年5月
  - (2) 基本財産 1,591,238,622円
  - (3) 職員数 37名
  - (4) 事業内容 第二種社会福祉事業
- 2 指定管理者となる団体の選定方法  
指定手続条例第2条第5号該当

【担当課：障がい福祉課】

議案第166号 指定管理者の指定について（豊田市障害者総合支援センター）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市障害者総合支援センターの指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 (1) けやきワークス  
(2) 第二ひまわり  
(3) 暖
- 2 指定管理者となる団体 豊田市西山町二丁目19番地  
社会福祉法人豊田市福祉事業団  
理事長 高橋 脩
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

【備考】

- 1 社会福祉法人豊田市福祉事業団の概要
  - (1) 設立年月 平成6年4月
  - (2) 基本財産 10,000,000円
  - (3) 職員数 122名
  - (4) 事業内容 第二種社会福祉事業
- 2 指定管理者となる団体の選定方法  
指定手続条例第2条第3号該当

【担当課：障がい福祉課】



議案第167号 指定管理者の指定について（豊田市こども発達センター）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市こども発達センターの指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市こども発達センター
- 2 指定管理者となる団体 豊田市西山町二丁目19番地  
社会福祉法人豊田市福祉事業団  
理事長 高橋 脩
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

【備考】

- 1 指定管理者となる団体の選定方法  
指定手続条例第2条第1号該当
- 2 指定手続条例第2条第1号  
専門的かつ高度な技術等を有する特定の団体を指定管理者に指定することが必要なとき。

【担当課：障がい福祉課】

議案第168号 指定管理者の指定について（豊田市知的障害者グループホーム）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市知的障害者グループホームの指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市知的障害者グループホーム喜多ハウス
- 2 指定管理者となる団体 豊田市西山町二丁目19番地  
社会福祉法人豊田市福祉事業団  
理事長 高橋 脩
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法  
指定手続条例第2条第5号該当

【担当課：障がい福祉課】

議案第169号 指定管理者の指定について（豊田市福祉就業センター）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市福祉就業センターの指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 (1) 豊田市福祉就業センターふれあいの家  
(2) 豊田市福祉就業センター山室花はうす
- 2 指定管理者となる団体 豊田市喜多町六丁目61番地1  
公益社団法人豊田市シルバー人材センター  
会長 柿島 喜重
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法  
指定手続条例第2条第3号該当

【担当課：市民活躍支援課】

議案第170号 指定管理者の指定について（豊田市藤岡保健センター）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市藤岡保健センターの指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市藤岡保健センター
- 2 指定管理者となる団体 豊田市錦町一丁目1番地1  
社会福祉法人豊田市社会福祉協議会  
会長 柿島 喜重
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法  
指定手続条例第2条第5号該当

【担当課：（保）総務課】

議案第171号 指定管理者の指定について（豊田市高岡農村環境改善センター）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市高岡農村環境改善センターの指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市高岡農村環境改善センター
- 2 指定管理者となる団体 豊田市高岡町長根17番地  
農村環境改善センター管理協会  
理事長 三浦 孝司
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

【備考】

- 1 農村環境改善センター管理協会の概要
  - (1) 設立年月 昭和61年7月
  - (2) 職員数 5名
  - (3) 事業内容 豊田市高岡農村環境改善センターの管理運営を通じた地域の振興に関すること。
- 2 指定管理者となる団体の選定方法  
指定手続条例第2条第2号該当

【担当課：農地整備課】

議案第172号 指定管理者の指定について（豊田市旭高原自然活用村）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市旭高原自然活用村の指定管理者を指定する。

- |   |            |  |
|---|------------|--|
| 1 | 施設の名称      | 豊田市旭高原自然活用村                                |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 豊田市旭八幡町根山68番地1<br>株式会社旭高原<br>代表取締役社長 平松 清文 |
| 3 | 指定の期間      | 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで                    |

【備考】

- |     |                 |  |
|-----|-----------------|--|
| 1   | 株式会社旭高原の概要      |  |
| (1) | 設立年月            | 平成23年10月   |
| (2) | 資本金             | 40,000,000円  |
| (3) | 従業員数            | 12名  |
| (4) | 事業内容            | ア 地方公共団体から委託を受けた施設の管理運営<br>イ 宿泊施設、自然体験施設及び飲食店の経営<br>ウ 農林産物の生産及び加工販売<br>エ 天文関係イベント並びに農林業及び自然体験イベントの企画、開催等 |
| 2   | 指定管理者となる団体の選定方法 | 指定手続条例第2条第3号該当   |

【担当課：旭支所】

議案第173号 指定管理者の指定について（足助トレーニングセンターほか3施設）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、足助トレーニングセンターほか3施設の指定管理者を指定する。

- |   |                |  |
|---|----------------|--|
| 1 | 施設の名称          | （1）足助トレーニングセンター<br>（2）豊田市足助グラウンド<br>（3）豊田市足助テニスコート<br>（4）足助農山村広場 |
| 2 | 指定管理者<br>となる団体 | 豊田市小坂町十二丁目100番地<br>公益財団法人豊田市文化振興財団<br>理事長 大山 輝美                  |
| 3 | 指定の期間          | 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで  |

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法  
指定手続条例第2条第5号該当

【担当課：足助支所】

議案第174号 指定管理者の指定について（下山トレーニングセンター及び下山運動場）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、下山トレーニングセンター及び下山運動場の指定管理者を指定する。

- |   |            |   |
|---|------------|---|
| 1 | 施設の名称      | (1) 下山トレーニングセンター<br>(2) 下山運動場                 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 豊田市大沼町船橋35番地1<br>しもやまスポーツクラブ<br>会長代行副会長 千原 誠治 |
| 3 | 指定の期間      | 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで                       |

【備考】

- |   |                 |  |
|---|-----------------|--|
| 1 | しもやまスポーツクラブの概要  |  |
|   | (1) 設立年月        | 平成18年4月  |
|   | (2) 会員数         | 219名   |
|   | (3) 事業内容        | ア スポーツ、健康づくり及び文化活動に関する事業<br>イ 下山トレーニングセンター及び下山運動場の管理運営 |
| 2 | 指定管理者となる団体の選定方法 | 指定手続条例第2条第2号該当   |

【担当課：下山支所】

議案第175号 指定管理者の指定について（旭農林会館）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、旭農林会館の指定管理者を指定する。

- |   |                |                                    |
|---|----------------|------------------------------------|
| 1 | 施設の名称          | 旭農林会館                              |
| 2 | 指定管理者<br>となる団体 | 豊田市小渡町南貝津14番地<br>旭観光協会<br>会長 鈴木 正晴 |
| 3 | 指定の期間          | 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで            |

【備考】

- |     |                 |   |
|-----|-----------------|---|
| 1   | 旭観光協会の概要        |   |
| (1) | 設立年月            | 昭和45年8月   |
| (2) | 職員数             | 1名  |
| (3) | 事業内容            | ア 観光地の開発、施設の整備及び宣伝紹介<br>イ 郷土物産及び土産品の宣伝等<br>ウ 観光地の紹介及び宣伝並びに観光客の誘致等 |
| 2   | 指定管理者となる団体の選定方法 | 指定手続条例第2条第2号該当  |

【担当課：旭支所】

議案第176号 指定管理者の指定について（豊田市どんぐりの里いなぶ）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市どんぐりの里いなぶの指定管理者を指定する。

- |   |            |   |
|---|------------|---|
| 1 | 施設の名称      | 豊田市どんぐりの里いなぶ                                  |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 豊田市武節町針原22番地1<br>株式会社どんぐりの里いなぶ<br>代表取締役 青木 正道 |
| 3 | 指定の期間      | 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで                       |

【備考】

- |     |                  |   |
|-----|------------------|---|
| 1   | 株式会社どんぐりの里いなぶの概要 |   |
| (1) | 設立年月             | 平成10年2月   |
| (2) | 資本金              | 10,000,000円   |
| (3) | 従業員数             | 21名   |
| (4) | 事業内容             | ア 地方公共団体から委託を受けた施設の管理運営<br>イ 温泉保養施設の管理運営<br>ウ 農林水産物の加工及び販売<br>エ 宿泊休憩施設、食堂及び売店の経営<br>オ 建物の賃貸及び管理 |
| 2   | 指定管理者となる団体の選定方法  | 指定手続条例第2条第3号該当  |

【担当課：稲武支所】



議案第177号 指定管理者の指定について（豊田市稲武どんぐり工房）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市稲武どんぐり工房の指定管理者を指定する。

- |   |                |                                     |
|---|----------------|-------------------------------------|
| 1 | 施設の名称          | 豊田市稲武どんぐり工房                         |
| 2 | 指定管理者<br>となる団体 | 豊田市武節町針原4番地1<br>いなぶ観光協会<br>会長 大内 政春 |
| 3 | 指定の期間          | 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで             |

【備考】

- |     |                                |
|-----|--------------------------------|
| 1   | いなぶ観光協会の概要                     |
| (1) | 設立年月 昭和49年3月                   |
| (2) | 職員数 11名                        |
| (3) | 事業内容                           |
|     | ア 観光に関する情報及び資料の収集調査並びにこれらの編集刊行 |
|     | イ 観光地の紹介及び宣伝並びに観光客の誘致          |
|     | ウ 観光資源の調査                      |
|     | エ 観光に関する施設の設置又は管理運営            |
|     | オ 観光に関する行事の実施                  |
|     | カ 観光事業に従事する者の資質向上              |
|     | キ 観光土産品の改善指導                   |
|     | ク 観光に関する諸団体との連携                |
| 2   | 指定管理者となる団体の選定方法                |
|     | 指定手続条例第2条第3号該当                 |

【担当課：稲武支所】

議案第178号 指定管理者の指定について（豊田市森林会館）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市森林会館の指定管理者を指定する。

- |   |            |   |
|---|------------|---|
| 1 | 施設の名称      | 豊田市森林会館   |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 豊田市東広瀬町高根下24番地1<br>一般社団法人ウッディーラー豊田<br>理事長 樋口 真明 |
| 3 | 指定の期間      | 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで                         |

【備考】

- |     |                             |
|-----|-----------------------------|
| 1   | 一般社団法人ウッディーラー豊田の概要          |
| (1) | 設立年月 平成30年4月                |
| (2) | 職員数 2名                      |
| (3) | 事業内容                        |
|     | ア 地域森林や木材に係る情報発信及びマーケティング活動 |
|     | イ 森林等に関する勉強会及び情報交換会の企画開催    |
|     | ウ 地域の森林資源のブランド管理            |
|     | エ 木材商品及び利用促進に係る研究開発         |
| 2   | 指定管理者となる団体の選定方法             |
|     | 指定手続条例第2条第3号該当              |

【担当課：森林課】

議案第179号 指定管理者の指定について（豊田市下山基幹集落センター及び豊田市下山憩の家）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市下山基幹集落センター及び豊田市下山憩の家の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 (1) 豊田市下山基幹集落センター  
(2) 豊田市下山憩の家
- 2 指定管理者となる団体 豊田市喜多町六丁目61番地1  
公益社団法人豊田市シルバー人材センター  
会長 柿島 喜重
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

【備考】

- 指定管理者となる団体の選定方法
- (1) 豊田市下山基幹集落センター  
指定手続条例第2条第5号該当
  - (2) 豊田市下山憩の家  
指定手続条例第2条第2号該当

【担当課：下山支所】

議案第180号 指定管理者の指定について（豊田市御内製作工房施設）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市御内製作工房施設の指定管理者を指定する。

- |   |                |                                   |
|---|----------------|-----------------------------------|
| 1 | 施設の名称          | 豊田市御内製作工房施設                       |
| 2 | 指定管理者<br>となる団体 | 豊田市御内町大下里12番地<br>御内自治区<br>区長 宮條 喬 |
| 3 | 指定の期間          | 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで           |

【備考】

- |   |                 |   |
|---|-----------------|---|
| 1 | 御内自治区の概要        |   |
|   | (1) 世帯数         | 19世帯  |
|   | (2) 事業内容        | ア 地域住民、諸団体等の意見調整、連絡等<br>イ 地域のコミュニティ活動に関すること<br>ウ 地域の福祉及び生活環境に関すること<br>エ 集会施設の維持管理<br>オ 県道草刈り等受託事業 |
| 2 | 指定管理者となる団体の選定方法 | 指定手続条例第2条第2号該当  |

【担当課：足助支所】

議案第181号 指定管理者の指定について（豊田産業文化センター及び豊田青少年センター）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田産業文化センター及び豊田青少年センターの指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 (1) 豊田産業文化センター（産業科学センター（工作室を除く。）、教養文化センター及び駐車場に限る。）  
(2) 豊田青少年センター
- 2 指定管理者となる団体 豊田市小坂町十二丁目100番地  
公益財団法人豊田市文化振興財団  
理事長 大山 輝美
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法  
指定手続条例第2条第3号該当

【担当課：商業観光課】

議案第182号 指定管理者の指定について（王滝渓谷バーベキュー場）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、王滝渓谷バーベキュー場の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 王滝渓谷バーベキュー場
- 2 指定管理者となる団体 豊田市豊松町松原39番地  
豊松町椿木地区  
代表 蟹 勝美
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

【備考】

- 1 豊松町椿木地区の概要  
(1) 設立年月 平成2年4月  
(2) 事業内容 ア 王滝渓谷椿木園地及び王滝渓谷王滝湖園地の清掃等  
イ 王滝渓谷バーベキュー場の管理及び運営
- 2 指定管理者となる団体の選定方法  
公募

【担当課：商業観光課】

議案第183号 指定管理者の指定について（豊田市香嵐渓施設）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市香嵐渓施設の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市香嵐渓施設
- 2 指定管理者となる団体 豊田市足助町宮平26番地1  
株式会社三州足助公社  
代表取締役社長 池田 覚
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法  
指定手続条例第2条第3号該当

【担当課：足助支所】

議案第184号 指定管理者の指定について（豊田市香恋の里）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市香恋の里の指定管理者を指定する。

- |   |                |   |
|---|----------------|---|
| 1 | 施設の名称          | 豊田市香恋の里                                   |
| 2 | 指定管理者<br>となる団体 | 豊田市羽布町鬼ノ平5番地<br>株式会社香恋の里<br>代表取締役社長 高橋 光弥 |
| 3 | 指定の期間          | 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで                   |

【備考】

- |     |                 |   |
|-----|-----------------|---|
| 1   | 株式会社香恋の里の概要     |   |
| (1) | 設立年月            | 平成8年4月  |
| (2) | 資本金             | 29,000,000円   |
| (3) | 従業員数            | 5名  |
| (4) | 事業内容            | ア 豊田市香恋の里の管理運営<br>イ 地域の農水産物等を利用した新たな特産品、料理等の研究開発及び製造販売<br>ウ 地域の活性化を図るためのイベントの実施 |
| 2   | 指定管理者となる団体の選定方法 | 指定手続条例第2条第3号該当  |

【担当課：下山支所】

議案第185号 指定管理者の指定について（上郷公園）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、上郷公園の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 上郷公園
- 2 指定管理者となる団体 豊田市小坂町十二丁目100番地  
公益財団法人豊田市文化振興財団  
理事長 大山 輝美
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法  
指定手続条例第2条第5号該当

【担当課：上郷支所】

議案第186号 指定管理者の指定について（猿投公園）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、猿投公園の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 猿投公園
- 2 指定管理者となる団体 豊田市八幡町一丁目20番地  
公益財団法人豊田市体育協会  
会長 幸村 的美
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法  
指定手続条例第2条第3号該当

【担当課：スポーツ課】



議案第187号 指定管理者の指定について（中央公園）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、中央公園の指定管理者を指定する。

- |   |            |  |
|---|------------|--|
| 1 | 施設の名称      | 中央公園   |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 豊田市千石町七丁目2番地<br>株式会社豊田スタジアム<br>代表取締役社長 山本 秀樹 |
| 3 | 指定の期間      | 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで                      |

【備考】

- |     |   |
|-----|---|
| 1   | 株式会社豊田スタジアムの概要  |
| (1) | 設立年月 平成12年9月  |
| (2) | 資本金 100,000,000円  |
| (3) | 従業員数 21名  |
| (4) | 事業内容<br>ア 都市公園施設及びスポーツ施設の管理運営の受託<br>イ 貸館営業<br>ウ 各種イベントの企画、開催、チケット販売及びコンサルティング |
| 2   | 指定管理者となる団体の選定方法<br>指定手続条例第2条第3号該当   |

【担当課：スポーツ課】

議案第188号 指定管理者の指定について（毘森公園）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、毘森公園の指定管理者を指定する。

- |   |            |  |
|---|------------|--|
| 1 | 施設の名称      | 毘森公園                                       |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 豊田市八幡町一丁目20番地<br>公益財団法人豊田市体育協会<br>会長 幸村 的美 |
| 3 | 指定の期間      | 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで                    |

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法  
指定手続条例第2条第3号該当

【担当課：スポーツ課】

議案第189号 指定管理者の指定について（柳川瀬公園）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、柳川瀬公園の指定管理者を指定する。

- |   |                |   |
|---|----------------|---|
| 1 | 施設の名称          | 柳川瀬公園   |
| 2 | 指定管理者<br>となる団体 | 豊田市畝部東町稲荷37番地1<br>特定非営利活動法人かみごうスポーツクラブ<br>理事長 有我 康和 |
| 3 | 指定の期間          | 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで                             |

【備考】

- |     |                         |
|-----|-------------------------|
| 1   | 特定非営利活動法人かみごうスポーツクラブの概要 |
| (1) | 設立年月 平成30年3月            |
| (2) | 職員数 2名                  |
| (3) | 事業内容                    |
|     | ア 各種研修会、講習会、イベント等の開催    |
|     | イ スポーツ教室、スポーツ大会等の開催     |
|     | ウ クラブハウスの運営             |
|     | エ スポーツ施設の管理運営           |
|     | オ スポーツ活動に関する学校施設利用支援事業  |
| 2   | 指定管理者となる団体の選定方法         |
|     | 指定手続条例第2条第2号該当          |

【担当課：スポーツ課】

議案第190号 指定管理者の指定について（豊田市新婚者住宅すまいる聖心ほか22施設）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市新婚者住宅すまいる聖心ほか22施設の指定管理者を指定する。

- |   |                |  |
|---|----------------|--|
| 1 | 施設の名称          | (1) 豊田市新婚者住宅すまいる聖心<br>(2) 豊田市特定公共賃貸住宅牛車住宅<br>(3) 豊田市特定公共賃貸住宅東山住宅<br>(4) 豊田市特定公共賃貸住宅井ノ口住宅<br>(5) 豊田市特定公共賃貸住宅おちべ住宅<br>(6) 豊田市特定公共賃貸住宅大沼住宅<br>(7) 豊田市特定公共賃貸住宅笹戸住宅<br>(8) 豊田市特定公共賃貸住宅杉本住宅<br>(9) 豊田市特定公共賃貸住宅梶畑住宅<br>(10) 豊田市特定公共賃貸住宅ソト田住宅<br>(11) 豊田市特定公共賃貸住宅乳母ケ入住宅<br>(12) 豊田市特定公共賃貸住宅乳母ケ入ハイツ<br>(13) 豊田市特定公共賃貸住宅コーポ梶畑<br>(14) 豊田市地域定住化促進住宅飯野住宅<br>(15) 豊田市地域定住化促進住宅今朝平住宅<br>(16) 豊田市地域定住化促進住宅高嶺下住宅<br>(17) 豊田市地域定住化促進住宅近岡住宅<br>(18) 豊田市地域定住化促進住宅ソト田住宅第2<br>(19) 豊田市地域定住化促進住宅梶畑ハイツ<br>(20) 豊田市地域定住化促進住宅鐘鋳場住宅<br>(21) 豊田市小原活性化促進住宅柏ケ洞住宅<br>(22) 豊田市小原活性化促進住宅遊屋住宅「ゆうゆう」<br>(23) 豊田市農山村定住応援住宅エビネの里 |
| 2 | 指定管理者<br>となる団体 | 名古屋市中区丸の内三丁目19番30号<br>愛知県住宅供給公社<br>理事長 伊藤 輝明   |
| 3 | 指定の期間          | 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで  |

**【備考】**

1 愛知県住宅供給公社の概要

(1) 設立年月 昭和40年11月

(2) 基本財産 32,500,000円

(3) 職員数 113名

(4) 事業内容 ア 住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡  
イ 住宅用地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡  
ウ 公営住宅及び共同施設の管理の一部の代行

2 指定管理者となる団体の選定方法

指定手続条例第2条第1号該当

**【担当課：定住促進課】**

議案第191号 町の名称の変更について（舞木町下伊保路ほか3町）

【要旨】

現に誤った漢字で表記している町の名称を正しい表記に改めるため、当該町の名称を変更する。

町の名称の変更

現 行	平成31年4月1日以後
<small>まいぎちょうしもいぼじ</small> 舞木町下伊保路	<small>まいぎちょうしもいぼじ</small> 舞木町下伊保地
<small>おりだいらちょうませぐち</small> 折平町柵口	<small>おりだいらちょうませぐち</small> 折平町柵口
<small>おろちょうかじやま</small> 小呂町堅山	<small>おろちょうかじやま</small> 小呂町櫛山
<small>なかぎりちょうませぐち</small> 中切町柵口	<small>なかぎりちょうませぐち</small> 中切町柵口

【担当課：法務課】

### 3 同意

#### 同意第8号 人権擁護委員の推薦について

##### 【要旨】

人権擁護委員として次の者を推薦する。

推薦する者

石川	みつ子	(再任)	宇野	真知子	(新任)
加藤	章	(新任)	小瀬垣	五十鈴	(再任)
星田	恵子	(新任)			

##### 【備考】

小瀬垣五十鈴委員及び能見晴美委員が平成30年12月31日付けで、石川みつ子委員、中村美弥子委員及び本田哲康委員が平成31年3月31日付けで任期満了となるため

【担当課：市民相談課】

#### 4 参考図



凡	例
工事区域	



平成 3 0 年 1 2 月市議会定例会  
予 算 関 係 議 案 の 要 旨

目 次

平成 3 0 年度一般会計・特別会計補正予算資料（1 2 月補正） …… 1

※ この資料は、議会開会当日、議場  
へ持参してください。

資料作成 平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日



平成30年度

豊田市 一般会計 補正予算資料  
特別会計

(12月補正)



平成30年度12月補正 各会計別 予算総括表

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考		
一 般 会 計	181,249,000	3,246,000	184,495,000	71.8	72.2	議案第121号		
特 別 会 計	国民健康保険	35,489,907	△ 4,314	35,485,593	14.1	13.9	議案第122号	
	土地区画整理	土橋	1,560,138	15,909	1,576,047	0.6	0.6	議案第123号
		寺部	1,293,336	7,902	1,301,238	0.5	0.5	
		花園	2,963,209	7,852	2,971,061	1.2	1.2	
	分譲住宅建設	10,310	△ 4,084	6,226	0.0	0.0	議案第124号	
	卸売市場	216,293		216,293	0.1	0.1		
	水道水源保全	60,126		60,126	0.0	0.0		
	母子父子寡婦福祉	59,300		59,300	0.0	0.0		
	介護保険	23,852,116	△ 10,087	23,842,029	9.5	9.3	議案第125号	
	財 産 区	盛岡	4,084		4,084	0.0	0.0	
		賀茂	7,072		7,072	0.0	0.0	
	後期高齢者医療	4,771,932	351	4,772,283	1.9	1.9	議案第126号	
	産業用地造成	814,256	2,430	816,686	0.3	0.3	議案第127号	
小 計	71,102,079	15,959	71,118,038	28.2	27.8			
合 計 (一般会計+特別会計)	252,351,079	3,261,959	255,613,038	100.0	100.0			
企 業 会 計	水 道 事 業	収入	13,824,054		13,824,054	—	—	
		支出	19,392,455		19,392,455	—	—	
	下 水 道 事 業	収入	14,467,160		14,467,160	—	—	
		支出	17,962,184		17,962,184	—	—	
	支 出 合 計	37,354,639		37,354,639	—	—		
総 計 (一般会計+特別会計 +企業会計)	289,705,718	3,261,959	292,967,677	—	—			

## 平成30年度12月補正

## 一般会計

(議案第121号)

(歳入)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備考
1 市 税	114,196,640		114,196,640	63.0	61.9	
2 地 方 譲 与 税	1,235,000		1,235,000	0.7	0.7	
3 利 子 割 交 付 金	127,000		127,000	0.1	0.1	
4 配 当 割 交 付 金	496,000		496,000	0.3	0.3	
5 株式等譲渡所得割交付金	424,000		424,000	0.2	0.2	
6 地 方 消 費 税 交 付 金	8,512,000		8,512,000	4.7	4.6	
7 ゴルフ場利用税交付金	382,000		382,000	0.2	0.2	
8 自動車取得税交付金	724,000		724,000	0.4	0.4	
9 地 方 特 例 交 付 金	308,000		308,000	0.2	0.2	
10 地 方 交 付 税	3,600,000		3,600,000	2.0	1.9	
11 交通安全対策特別交付金	65,000		65,000	0.0	0.0	
12 分 担 金 及 び 負 担 金	412,694		412,694	0.2	0.2	
13 使 用 料 及 び 手 数 料	3,067,561		3,067,561	1.7	1.7	
14 国 庫 支 出 金	17,359,931	238,000	17,597,931	9.6	9.5	
15 県 支 出 金	9,305,314	15,071	9,320,385	5.1	5.0	
16 財 産 収 入	357,369		357,369	0.2	0.2	
17 寄 附 金	4,183		4,183	0.0	0.0	
18 繰 入 金	3,628,996	1,275,805	4,904,801	2.0	2.7	
19 繰 越 金	4,316,268	681,906	4,998,174	2.4	2.7	
20 諸 収 入	9,727,044	35,218	9,762,262	5.4	5.3	
21 市 債	3,000,000	1,000,000	4,000,000	1.6	2.2	
合 計	181,249,000	3,246,000	184,495,000	100.0	100.0	

歳入の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳	内 訳		
			補正額	補正前	補正後
14 国庫支出金	238,000	ブロック塀・冷房設備対応 臨時特例交付金	238,000	0	238,000
15 県支出金	15,071	経営体育成支援事業補助金	15,071	5,701	20,772
18 繰入金	1,275,805	財政調整基金繰入金	775,805	1,200,000	1,975,805
		教育施設整備基金繰入金	500,000	0	500,000
19 繰越金	681,906	前年度繰越金	681,906	4,316,268	4,998,174
20 諸収入	35,218	過年度収入	35,218	1	35,219
21 市債	1,000,000	教 育 債	1,000,000	1,420,500	2,420,500
合 計	3,246,000				

(目的別歳出)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
1 議 会 費	851,461	14,867	866,328	0.5	0.5	
2 総 務 費	18,558,524	160,999	18,719,523	10.2	10.1	
3 民 生 費	56,618,234	458,524	57,076,758	31.2	30.9	
4 衛 生 費	15,139,473	87,394	15,226,867	8.4	8.3	
5 労 働 費	321,154	5,167	326,321	0.2	0.2	
6 農 林 水 産 業 費	2,805,255	23,363	2,828,618	1.6	1.5	
7 商 工 費	4,668,683	△ 1,651	4,667,032	2.6	2.5	
8 土 木 費	34,438,190	42,102	34,480,292	19.0	18.7	
9 消 防 費	7,579,143	96,998	7,676,141	4.2	4.2	
10 教 育 費	27,635,229	2,358,238	29,993,467	15.2	16.3	
11 災 害 復 旧 費	203,003	△ 1	203,002	0.1	0.1	
12 公 債 費	12,200,651		12,200,651	6.7	6.6	
13 諸 支 出 金	30,000		30,000	0.0	0.0	
14 予 備 費	200,000		200,000	0.1	0.1	
合 計	181,249,000	3,246,000	184,495,000	100.0	100.0	



歳出の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳	補正額	補正前	補正後
1 議会費	14,867	人件費（議員）	2,044	598,874	600,918
		人件費（一般職）	12,823	154,359	167,182
2 総務費	160,999	人件費（特別職・一般職）	100,430	5,355,422	5,455,852
		人件費（退職手当）	40,317	2,026,165	2,066,482
		人件費（児童手当）	452	181,336	181,788
		上郷支所・コミュニケーションセンター施設整備費	5,000	8,700	13,700
		どんぐりの里再整備費	14,800	45,058	59,858
3 民生費	458,524	人件費（一般職）	56,675	5,331,076	5,387,751
		社会福祉費過年度金返還金 国県支出金	181,869	0	181,869
		障がい者福祉費過年度金返還金 国県支出金	168,472	0	168,472
		児童福祉費過年度金返還金 国県支出金	69,940	0	69,940
		国民健康保険 特別会計繰出金	△ 8,314	3,081,160	3,072,846
		介護保険 特別会計繰出金	△ 10,469	3,679,177	3,668,708
		後期高齢者医療 特別会計繰出金	351	657,267	657,618
4 衛生費	87,394	人件費（一般職）	56,400	2,662,439	2,718,839
		保健衛生費過年度金返還金 国県支出金	2,308	0	2,308
		母子保健費過年度金返還金 国県支出金	28,686	0	28,686
5 労働費	5,167	人件費（一般職）	5,167	27,543	32,710
6 農林水産業費	23,363	人件費（一般職）	2,116	520,185	522,301
		被災農業者向け補助金	21,247	0	21,247
7 商工費	△ 1,651	人件費（一般職）	△ 3,298	333,886	330,588
		産業用地造成事業 特別会計繰出金	1,647	814,255	815,902

(単位：千円)

款	補正額	内 訳	補正額	補正前	補正後
8 土木費	42,102	人件費（一般職）	34,422	2,619,916	2,654,338
		都市計画事業土地区画整理 特別会計繰出金	11,764	2,273,986	2,285,750
		分譲住宅建設事業 特別会計繰出金	△ 4,084	10,275	6,191
9 消防費	96,998	人件費（一般職）	96,998	4,218,209	4,315,207
10 教育費	2,358,238	人件費（特別職・一般職）	△ 47,762	2,030,041	1,982,279
		中学校空調機器整備費	2,147,000	137,700	2,284,700
		中学校諸営繕工事費	425,000	285,445	710,445
		中央公園施設整備費 （継続費）	△ 166,000	258,000	92,000
11 災害復旧費	△ 1	人件費（一般職）	△ 1	9,003	9,002
合計	3,246,000				

継続費補正（変更）

（単位：千円）

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10 教育費	8 文化体育費	豊田スタジアム修繕事業 （メインマスト等再塗装）	430,000	平成 29	172,000	430,000	平成 29	172,000
				30	258,000		30	92,000
						31	166,000	

繰越明許費補正（追加）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 地域振興費	上郷コミュニティセンター 非常用発電設備設計事業	5,000
		どんぐり横丁再整備設計事業	38,700
4 衛生費	3 清掃費	四郷町リサイクルステーション整備事業	25,100
6 農林水産業費	3 林業費	林道改良事業（北ノ平線）	9,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう修繕事業 （山之手横断歩道橋外4橋）	100,000
10 教育費	3 中学校費	中学校空調機器整備事業	2,147,000
		中学校受変電設備整備事業 （崇化館中学校外16校）	425,000
	8 文化体育費	（仮）梅坪台運動広場管理棟等整備事業	103,900

債務負担行為補正（追加）

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
女性しごとテラス運営業務委託事業	平成31年度	43,000
防災ラジオ取得事業	平成31年度	57,900

債務負担行為補正（変更）

（単位：千円）

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
本庁舎等総合管理業務委託事業	平成31年度から平成32年度まで	628,600	平成31年度から平成33年度まで	871,100

地方債補正（追加）

（単位：千円）

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
中学校事業費	1,000,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金等融資条件に定めのある場合はその条件により、銀行その他の場合はその債権者との協定による。ただし、財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還し、若しくは低利債に借り換えることができる。

## (性質別歳出)

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
人 件 費	31,433,176	356,784	31,789,960	17.3	17.3	
物 件 費	32,846,517		32,846,517	18.1	17.8	
維 持 補 修 費	2,817,919		2,817,919	1.6	1.5	
扶 助 費	30,785,624		30,785,624	17.0	16.7	
補 助 費 等	20,395,720	472,522	20,868,242	11.3	11.3	
普通建設事業費	38,035,375	2,425,800	40,461,175	21.0	21.9	
災害復旧事業費	203,003	△ 1	203,002	0.1	0.1	
公 債 費	12,200,651		12,200,651	6.7	6.6	
積 立 金	124,484		124,484	0.1	0.1	
投資及び出資金	1,080,000		1,080,000	0.6	0.6	
貸 付 金	560,000		560,000	0.3	0.3	
繰 出 金	10,566,531	△ 9,105	10,557,426	5.8	5.7	
予 備 費	200,000		200,000	0.1	0.1	
合 計	181,249,000	3,246,000	184,495,000	100.0	100.0	

(単位：千円)

議案第122号 国民健康保険	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 国民健康保険税	7,892,784		7,892,784
	2 国庫支出金	1		1
	3 県支出金	23,731,507		23,731,507
	4 財産収入	500		500
	5 繰入金	3,655,431	△ 8,314	3,647,117
	6 繰越金	23,535	4,000	27,535
	7 諸収入	186,149		186,149
	合計	35,489,907	△ 4,314	35,485,593
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 総務費	394,862	△ 8,314	386,548
	2 保険給付費	23,430,053		23,430,053
	3 国民健康保険 事業費納付金	11,246,504		11,246,504
	4 保健事業費	373,449		373,449
	5 基金積立金	500		500
	6 諸支出金	39,539	4,000	43,539
	7 予備費	5,000		5,000
合計	35,489,907	△ 4,314	35,485,593	

(単位：千円)

議案第123号 都市計画事業 土地区画整理 (土橋)	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事業収入	1		1
	2 負担金	992,900		992,900
	3 使用料及び手数料	96		96
	4 繰入金	535,884		535,884
	5 繰越金	1	15,909	15,910
	6 諸収入	31,256		31,256
合計	1,560,138	15,909	1,576,047	
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 土橋土地区画整理費	1,560,138	15,909	1,576,047
	合計	1,560,138	15,909	1,576,047
都市計画事業 土地区画整理 (寺部)	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事業収入	1		1
	2 負担金	633,600		633,600
	3 使用料及び手数料	160		160
	4 繰入金	659,277	6,099	665,376
	5 繰越金	1	1,803	1,804
	6 諸収入	297		297
合計	1,293,336	7,902	1,301,238	
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 寺部土地区画整理費	1,293,336	7,902	1,301,238
	合計	1,293,336	7,902	1,301,238

(単位：千円)

都市計画事業 土地区画整理 つづき (花園)	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事業収入	1		1
	2 負担金	1,884,266		1,884,266
	3 使用料及び手数料	80		80
	4 繰入金	1,078,825	5,665	1,084,490
	5 繰越金	1	2,187	2,188
	6 諸収入	36		36
	合計	2,963,209	7,852	2,971,061
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 花園土地区画整理費	2,963,209	7,852	2,971,061
	合計	2,963,209	7,852	2,971,061
	議案第124号 分譲住宅 建設事業	(歳入)		
款		補正前の額	補正額	計
1 事業収入		1		1
2 使用料及び手数料		31		31
3 繰入金		10,275	△ 4,084	6,191
4 繰越金		1		1
5 諸収入		2		2
合計		10,310	△ 4,084	6,226
(歳出)				
款		補正前の額	補正額	計
1 宅地造成費		10,210	△ 4,084	6,126
2 予備費		100		100
合計		10,310	△ 4,084	6,226



(単位：千円)

議案第125号 介護保険事業	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 保険料	6,429,200		6,429,200
	2 手数料	1,060		1,060
	3 国庫支出金	4,380,551		4,380,551
	4 支払基金交付金	5,996,894		5,996,894
	5 県支出金	3,300,736		3,300,736
	6 財産収入	334		334
	7 寄附金	1		1
	8 繰入金	3,737,300	△ 10,087	3,727,213
	9 繰越金	1		1
10 諸収入	6,039		6,039	
合計	23,852,116	△ 10,087	23,842,029	
(歳出)				
款	補正前の額	補正額	計	
1 総務費	713,011	△ 10,469	702,542	
2 保険給付費	21,564,376		21,564,376	
3 地域支援事業費	1,557,087		1,557,087	
4 基金積立金	1		1	
5 諸支出金	7,641	382	8,023	
6 予備費	10,000		10,000	
合計	23,852,116	△ 10,087	23,842,029	

(単位：千円)

議案第126号 後期高齢者医療	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 後期高齢者医療保険料	4,104,596		4,104,596
	2 繰入金	657,267	351	657,618
	3 繰越金	1,000		1,000
	4 諸収入	9,069		9,069
	合計	4,771,932	351	4,772,283
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 総務費	117,482	351	117,833
2 広域連合納付金	4,645,871		4,645,871	
3 諸支出金	8,579		8,579	
合計	4,771,932	351	4,772,283	
議案第127号 産業用地 造成事業	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 繰入金	814,255	1,647	815,902
	2 諸収入	1		1
	3 繰越金	0	783	783
	合計	814,256	2,430	816,686
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 産業用地造成費	804,256	2,430	806,686
	2 予備費	10,000		10,000
合計	814,256	2,430	816,686	

平成 3 0 年 1 2 月 市 議 会 定 例 会

提 出 議 案 の 要 旨

目 次

1	報告案件	.....	1
2	議決案件	.....	2
3	参考図	.....	4

※ この資料は、議会開会当日、議場へ持参してください。

資料作成 平成 3 0 年 1 2 月 2 1 日



# 1 報告

## 報告第12号 専決処分の報告について

### 【処分内容等】

損害賠償額の決定について  
建物の管理瑕疵による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
平成30年12月12日 豊専第38号	平成30年9月30日午後8時30分頃、田平沢町甚五郎下地内において、暴風により飛ばされた旧田平沢小学校校舎の雨どいが、相手方住宅の屋根瓦に当たったもの
損害賠償額	738,217円
相手方の損害の程度	屋根瓦の損傷及び雨漏りによる屋根等の汚損
備 考	<ol style="list-style-type: none"><li>1 事故発生の原因 年に1回の目視による点検しか実施しておらず、建物の状態を的確に把握していなかったことによる。</li><li>2 担当課 地域振興部自治推進室下山支所</li><li>3 事故の防止策 職場において、所管する建物は、その利用状況にかかわらず、公共建築物適正管理マニュアルに従って点検を行うことについて、周知徹底を図った。</li></ol>

## 2 議決

### 議案第192号 工事請負契約の締結について（豊田市立高嶺こども園園舎改築工事）

#### 【要旨】

豊田市立高嶺こども園の保育環境を整備するため、園舎を改築する。

- 1 契約目的 豊田市立高嶺こども園園舎改築工事
- 2 契約金額 799,200,000円
- 3 相手方 豊田市東梅坪町十丁目3番地3  
太啓建設株式会社  
取締役社長 大矢 伸明
- 4 契約方法 一般競争入札（1名）

#### 【備考】

- 1 工事場所 豊田市和会町地内
- 2 工事概要
  - (1) 園舎
    - ア 構造 木造一部鉄筋コンクリート造及び鉄骨造平屋建て
    - イ 延べ面積 2,208.72㎡
    - ウ 内容 保育室9室、長時間交流室、乳児室3室、遊戯室、職員室、給食室等
  - (2) その他
    - ア 屋外倉庫
    - イ 屋外プール
    - ウ 外構工事
    - エ 駐車場整備工事
    - オ 既設園舎解体工事
- 3 完成予定日 平成32年8月28日

【担当課：保育課】

議案第193号 工事請負契約の締結について（（仮称）南部1次救急診療所等新築工事）

【要旨】

市民の福祉及び医療体制の充実を図るため、（仮称）南部1次救急診療所等を新築する。

- 1 契約目的 （仮称）南部1次救急診療所等新築工事
- 2 契約金額 702,000,000円
- 3 相手方 豊田市八草町三本木948番地  
伊藤建設株式会社  
代表取締役 伊藤 慎一
- 4 契約方法 一般競争入札（2名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市和会町地内
- 2 工事概要
  - (1) 構造 木造及び鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建て
  - (2) 延べ面積 1,947.94㎡
  - (3) 内容
    - ア 1次救急診療所（診察室、感染症診察室、処置室、調剤室等）
    - イ 障がい者就労施設（カフェスペース、厨房等）
    - ウ 子どもの外来療育施設（活動室、遊戯室、多目的室、事務室等）
- 3 完成予定日 平成32年4月10日
- 4 参考図 4ページ

【担当課：地域包括ケア企画課、障がい福祉課】

### 3 参考図



凡	例
工事区域	